# 栃木地方最低賃金審議会



#### ( 整理番号 0301 )

## 第1回 栃木地方最低賃金審議会

令和3年7月5日 公開

| 開催日時 | 令和3年7月5日(月)   | 14時00分~15時00分 |  |  |  |
|------|---|---------------|--|--|--|
| 開催場所 | 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室   |               |  |  |  |
| 開催状況 | 公益を代表する委員   | 出席 2 人 定数 5 人 |  |  |  |
|      | 労働者を代表する委員  | 出席 4 人 定数 5 人 |  |  |  |
|      | 使用者を代表する委員  | 出席 5 人 定数 5 人 |  |  |  |
| 主要議題 | 1 栃木地方最低賃金審議会運営規程について<br>2 栃木県最低賃金の改正決定について(諮問)<br>3 栃木県最低賃金専門部会について<br>4 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取<br>について<br>5 栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置について<br>6 その他 |               |  |  |  |

| 議事録・議事要旨 | 議 | 事 | 録 |  |
|----------|---|---|---|--|
|----------|---|---|---|--|

## 事務局

ただ今から、令和3年度第1回栃木地方最低賃金審議会を開催いた します。

本日は、第53期の委員による第1回目の審議会です。

議事までの間は、事務局において進行を務めさせていただきますの で、よろしくお願いいたします。

## 一 定数の確認 一

公益代表委員の黒川委員、荻原委員、戸田委員及び労働者代表委員の小関委員が欠席。

委員15名中11名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。

一 傍聴者の報告 一

本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開と され、公告の結果 10 名の傍聴申込みがあり、抽選の結果 8 名が傍聴す ることを報告。

傍聴者に対し、受付時に配付した「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するよう依頼。

また、報道機関が一社取材されていることを報告。

事務局

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。 はじめに、栃木労働局長から挨拶を申し上げます。

局 長

労働局長の藤浪でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年度第1回栃木地方最低賃金審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、労働行政、とりわけ最低賃金に関する施策の推進 につきまして、御理解・御協力をいただいておりますことを重ねて感 謝申し上げます。

今年度は委員の改選がございまして、新たに5名の方に御就任いた だくこととなりました。これからの2年間、審議に御協力くださいま すようお願いを申し上げます。

また、引き続き、御就任いただいております委員の皆さまにおかれましては、これまで同様によろしくお願い申し上げます。

最低賃金の改正についてですが、先月 22 日中央最低賃金審議会におきまして、今年度の改正に向けた審議が始まったところでございます。審議会の冒頭、三原厚生労働副大臣から、6月 18 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2021 等を引用し、政府は、賃上げしやすい環境整備のため、生産性向上に取り組む中小企業への支援の強化、下請事業者の取引環境の適正化、金融支援等に一層取り組むとし、加えて、新型コロナ関連では、厳しい経済的な影響に対し支援策を講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期すとした上で、経済の好循環の継続・拡大のためには、最低賃金の引上げは非常に重要であるとの話があったところでございます。

中央ではその後、目安小委員会で審議が行われ、今月中旬を目途に、都道府県別に引上げ額の目安が示されることとなっております。

当県におきましては、本日の会議で、栃木県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただきますが、諮問後は、中央から示される目安等を参考に審議を重ね、結論を出していただくことになります。

改正発効については、従前どおり 10 月1日とすることを前提に日程を組んでおりますので、集中的な御審議をお願いすることになりますが、地域別最低賃金の改正は、栃木県で働くすべての方々に適用される重要なものでございますので、労使の皆様が納得される金額になりますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局

次に、委員の皆様を公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委

員の順に御紹介いたします。

## 一 委員紹介 一

事務局においても、一部職員が代わっておりますので、紹介させていただきます。

## 一 事務局紹介 一

続きまして、「栃木地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出」でございますが、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから、各代表委員が選挙することとされております。

当審議会において、公益を代表する委員より事前に御協議いただい た結果をこの場で御報告いただき、各委員の皆様にお諮りすることで よろしいでしょうか。

# 各代表委員

## 一 異議なし 一

#### 事務局

それでは、公益を代表する委員の協議結果について、和田委員から 発表をお願いいたします。

#### 和田委員

協議結果を御報告いたします。

会長に太田委員、会長代理には黒川委員にお引き受けいただきたいと思います。

## 事務局

ただ今、会長に太田委員、会長代理には黒川委員との御報告をいただきましたが、お二人に御就任いただくことでよろしいでしょうか。

#### 各代表委員

#### ― 異議なし ―

#### 事務局

では、全会一致で会長に太田委員、会長代理には黒川委員に御就任いただくことと決定いたします。

それでは、ただ今御就任いただきました太田会長に御挨拶をいただきたいと思います。

## 太田会長

ただ今、会長に選任されました太田でございます。

中央における審議状況にもありますように、長引くコロナ禍で労使 共に大変厳しい状況とは思いますが、最低賃金制度の社会的な意義・ 役割をお互いに共有化しまして、このような厳しい状況の中でも議論 を重ね、全会一致での結審に至りますよう御協力よろしくお願いいた します。

それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと 思います。よろしくお願いいたします。

太田会長

それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。

なお、審議の運営等に当たりましては、「最低賃金法」、「最低賃金審 議会令」の定めによるほか、「栃木地方最低賃金審議会運営規程」の定 めにより行うこととなりますが、この運営規程について、事務局より 改正(案)が提出されておりますので、お諮りしたいと思います。

それでは、事務局から改正(案)について、説明をお願いします。

事務局

栃木地方最低賃金審議会運営規程改正(案)説明

太田会長

ただ今の審議会運営規程(案)について、御意見、御質問などは ございますか。

各代表委員

一 意見、質問等なし 一

太田会長

特に御意見などないようであれば、審議会運営規程(案)について、 原案どおりとしてよろしいでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、栃木地方最低賃金審議会運営規程について、原案どおり 議決することといたします。

この規程は、本日より適用することとします。

お手元の審議会運営規程の(案)を削除し、附則の施行期日に「令和3 年7月5日」の日付を記入してください。

それでは、次の議題(2)「栃木県最低賃金の改正決定について」で

本日は既に御案内のとおり、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改 正決定の諮問が行われることになっております。

それでは、局長お願いいたします。

局長・会長 | 一 諮問文手交 ―

太田会長

栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長より諮問文を受 け取りました。

事務局は、それぞれの委員に諮問文の写しを配付してください。

事務局

一 諮問文(写)を配付 ―

太田会長

事務局は、諮問文を朗読してください。

一 諮問文を朗読 一

太田会長

栃木県最低賃金の改正決定について、局長より最低賃金法第 10 条の規定に基づき諮問を受けました。今後、当審議会において調査審議を行うこととなりますが、本日は、事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いします。

事務局

一 資料説明 —

太田会長

資料について、御質問などございますか。

各代表委員

一 意見、質問等なし 一

太田会長

特に御質問などないようであれば、次に進みます。

議題(3)の「栃木県最低賃金専門部会について」ですが、最低賃金 法第25条第2項の規定において、審議会は最低賃金の改正の決定に ついて調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならな いとされておりますので、専門部会を設置することといたします。

この専門部会の運営に関して、「栃木県最低賃金専門部会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います

この運営規程(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

一 栃木県最低賃金専門部会運営規程(案)説明 一

太田会長

ただ今の専門部会運営規程(案)について、御意見、御質問などはございますか。

各代表委員

一 意見、質問等なし 一

太田会長

特に御意見などないようであれば、専門部会運営規程(案)について、原案どおりとしてよろしいでしょうか。

各代表委員

一 異議なし 一

太田会長

それでは、栃木県最低賃金専門部会運営規程について、原案どおり 議決することといたします。

この規程は、本日より適用することとします。

お手元の運営規程の(案)を削除し、附則の施行期日に「令和3年7月5日」の日付を記入してください。

続いて、同専門部会の決議事項についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、審議会においてあらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。

当審議会においては、従前より専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することとしておりますが、いかがいたしましょうか。

各代表委員

一 従前どおり 一

太田会長

従前どおりとのお声がありましたので、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、この規定を適用することでよろしいでしょうか。

各代表委員

一 異議なし 一

太田会長

それでは、専門部会の決議が「全会一致」である場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項により、これを審議会の決議といたします。 続いて、専門部会委員の推薦手続きについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

一 専門部会委員の推薦手続きについて説明 一

太田会長

ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。

なお、委員の推薦にあたりましては、女性委員の推薦について、御 配慮をお願いしたいと思います。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特に質問などなければ、次の議題(4)「最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について」に移ります。

事務局は説明をお願いします。

事務局

一 関係労使の意見聴取(公示)について説明 一

太田会長

ただ今の事務局説明について、御質問などありますか。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特に御質問などないようであれば、次に、最低賃金法第25条第5項及び第6項では「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聴くものとする。」とされ、この意見聴取の方法については、審議の場で聴取する方法と、審議会において実地視察を行って、視察先で聴取する方法があります。

最初に、審議の場で聴取する方法についてですが、昨年度の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

一 昨年度は、第1回審議会で協議、第2回審議会で意見聴取、一人当たりの意見発表時間を5分程度、意見聴取全体の時間10分程度、発表要旨の資料は事前提出、複数の団体が希望された場合は会長に一任すること。 結果、意見書の提出は3団体、そのうち2団体お二人から意見発表が行われたことを説明 一

#### 太田会長

ただ今の事務局説明のとおり、昨年度は第2回審議会において意見 聴取が行われておりますが、本年度はいかがいたしましょうか。

本年度においても、第2回審議会において実施する方向でよろしい でしょうか。

## 各代表委員

#### ― 異議なし ―

#### 太田会長

それでは、ただ今、実施することしました第2回審議会における意見聴取について、全体の発表時間、1人当たりの発表時間、発表要旨等の資料の事前提出などの具体的な取扱いについて、公労使の代表委員は、それぞれ協議室に移動して、検討、協議をお願いしたいと思います。

御意見については、協議終了後、労働者代表委員、使用者代表委員、 公益代表委員の順に御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょう か。

#### 各代表委員

#### ― 異議なし ―

#### 太田会長

それでは、協議室での協議時間は5分程度として、検討、協議をお願いします。

事務局は公労使のそれぞれの代表委員を、各協議室に案内してください。

#### 各代表委員

## ― 協議室にて協議 ―

## 太田会長

それでは、再開します。

協議結果を伺いたいと思います。

最初に、労働者代表委員よりご意見をお願いしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

## 菊嶋委員

労働者代表としては、それぞれの所要時間や手法など、昨年同様でよろしいのではないかとの結論に達しました。

## 太田会長

昨年同様でとのことですね、続いて使用者代表委員よりお願いいたします。

鈴木委員

使用者代表としても前年同様の取扱いで、発表時間については一人 5分で全体10分程度、発表要旨などは事前に提出いただき、申込者多 数の場合は会長に一任したいと思います。

太田会長

最後に公益代表委員より意見をお願いいたします。

和田委員

公益代表としては、意見聴取の全体の時間 10 分程度、一人当たりの 意見発表時間は5分程度、発言要旨・資料については事前に提出して いただくということになりました。

太田会長

それでは、公労使それぞれの代表委員の御意見を取りまとめますと、本年度の審議における関係労使からの意見聴取については、従前どおり、意見聴取に係る全体の時間としては10分程度、意見発表者一人当たりの発表時間は5分程度として、発言要旨及び資料については事前に提出をしていただくということでよろしいでしょうか。

各代表委員

一 異議なし 一

太田会長

なお、意見発表をしていただく団体の選定が必要となった場合ですが、この場合は、会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、事務局は第2回最低賃金審議会において、意見聴取が行 えますよう準備をお願いします。

続いて、実地視察についてですが、当審議会では、必要性や審議日程を勘案して、例年これを行っておりません、また、コロナウイルス感染症もまだまだ留意する必要があり、集団での行動は避けたほうが良いと考えております。

つきましては、本年度の栃木県最低賃金の改正決定の審議に当たり、実地視察は行わないこととしてよろしいでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、本年度の審議においても、従前どおり実地視察は行わないことといたします。

次に、議題(5)の「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会の設置 について」ですが、栃木県特定最低賃金の改正決定を求める申出に係 る状況及び特別小委員会について、事務局より説明をお願いします。

事務局

一 特定最低賃金の改正決定を求める申出状況及び 特別小委員会の設置について説明 — 太田会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何か御質問などございま すか。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特にないようであれば、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申 出があったときに、「改正決定の必要性」に関する調査審議を、専門的 かつ効率的に行えるよう運営規程3条に基づき特別小委員会を設置 したいと思いますが、いかがでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、特別小委員会を設置することといたします。

なお、委員の構成は、審議会委員の内から労働者代表、使用者代表、 公益代表それぞれ3名ずつと考えますが、いかがでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、この小委員会の委員については会長が指名することとされておりますので、特別小委員会の公益を代表する委員は、黒川委員、 荻原委員と私、太田とさせていただきます。

次に労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、この 場で協議いただくか、あるいは別室での協議時間は必要でしょうか。

各代表委員

― 必要なし ―

太田会長

それでは、労働者を代表する委員からお願いいたします。

菊嶋委員

労働者代表としては、中島委員、笈沼委員と私、菊嶋でお願いいたします。

太田会長

次に、使用者を代表する委員は、いかがでしょうか。

鈴木委員

使用者側としては、時庭委員、井上委員と私、鈴木でお願いいたします。

太田会長

それでは、特別小委員会の委員は、公益代表委員が黒川委員、荻原 委員と私、太田とし、労働者代表委員は中島委員、笈沼委員、菊嶋委 員、使用者代表委員は時庭委員、井上委員、鈴木委員の9名の委員と させていただきます。

次に、この小委員会の運営に関して、「栃木地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程」を委員の皆様にお諮りしたいと思います。

この運営規程(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

一 特別小委員会運営規程(案)説明 —

太田会長

ただ今の特別小委員会運営規程(案)について、御意見、御質問などはございますか。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特に御意見などないようであれば、特別小委員会運営規程(案)について、原案どおりとすることでよろしいでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、特別小委員会運営規程について、原案どおり議決することといたします。

なお、この規程は、本日より適用することとします。お手元の運営 規程の(案)を削除し、附則の施行期日に「令和3年7月5日」の日付 を記入してください。

次に、この特別小委員会は、今後、特定最低賃金の改正決定を求める申出書の提出を受け、それぞれの申出に関して「改正決定の必要性」を審議することになりますが、特に、丁寧な審議が必要となる特定最低賃金に係る産業については、その産業の関係労使の意見を聴く必要が生じる場合もあると思います。

この場合は、各代表委員の申出により、関係労使のオブザーバーを参加させることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

それでは、この場合の必要性の判断や、オブザーバーとして参加させる関係労使の指名について、申出書の提出時期と特別小委員会開催までの期間が短いという事情がありますので、審議会運営規程第5条第3項により会長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

各代表委員

― 異議なし ―

太田会長

次に、議題(5)の「その他」に進みます。委員の皆様からは何かご ざいますか。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特にないようであれば、今後の審議会、専門部会、特別小委員会の日程等について、事務局より説明してください。

一 日程等説明 一

太田会長

ただ今の事務局説明に、何か御質問などありますか。

各代表委員

一 質問等なし 一

太田会長

特に御質問などないようであれば、事務局は中央最低賃金審議会の動向に注視の上、日程その他の必要な情報を、それぞれの委員へ速やかに連絡をしてください。

最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項 の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたし ます。

議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたか にお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。

各代表委員

一 労使それぞれの代表委員で協議 一

太田会長

それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いいたします。

以上で、令和3年度第1回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終 了しました。

これをもって、閉会といたします。